

お客様各位

中日信用金庫

休眠預金等のお取扱いについて

日頃は、格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、ご高承のとおり、平成30年1月1日から「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下、「休眠預金等活用法」といいます。）が施行されます。

当金庫では、「休眠預金等活用法」に基づきまして、お客様からお預かりしている長期間異動がないご預金（以下、「休眠預金等」といいます。）につきましては、平成31年以降、毎年一定の期日に、預金保険機構へ納付させていただきますので、何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、休眠預金等として、預金保険機構に納付されたご預金につきましては、休眠預金等活用法に基づき、お客様のお申出により払戻しさせていただきます。

休眠預金等の定義等につきましては、以下のとおりです。

1. 休眠預金等とは

休眠預金等活用法第2条第6項に規定する預金等であって、当該預金等に係る最終異動日等から10年を経過した預金等をいいます。

2. 最終異動日等とは

休眠預金等活用法第2条第5項各号に規定する日のうち最も遅い日です。

3. 異動とは

当金庫における異動とは、以下の事由をいいます。

（1）法定の異動事由

引出し、預入れ、振込の受入れ、振込による払出し、口座振替等による預金等に係る預金額の異動等、休眠預金等活用法第2条第4項第1号に規定する事由

（2）休眠預金等活用法第2条第4項第2号に基づき、当金庫が行政庁から認可を受けた預金種類ごとの事由は、「別表」のとおりです。

4. 季節的或いは記念行事等の関連でスポット的に発売された預金については、前記3の類似する預金等分類に従って最終異動日等となります。

以上

【別 表】

認可を受けている異動事由一覧表

預金等の種類	行政庁から認可を受けている異動事由										備考	
	①				②					③		④
	ア		イ	ウ	ア	イ	ウ	エ	オ			
	通帳	証書										
当座預金					○				○	○		
普通預金（含.無利息型普通預金）	○		○ ^注	○	○			○	○	○	○	
貯蓄預金	○		○ ^注	○	○				○	○		
納税準備預金	○		○ ^注	○					○	○		
通知預金		○				○			○	○		
自由金利定期預金（スーパー定期）	○	○	○				○		○	○		
自由金利定期預金（大口定期）	○	○	○				○		○	○		
自動継続期日指定定期預金	○	○	○				○	○	○	○	○	
自動継続自由金利定期預金（スーパー定期）	○	○	○				○	○	○	○	○	
自動継続自由金利定期預金（大口定期）	○	○	○				○	○	○	○	○	
自動継続変動金利定期預金	○	○	○				○	○	○	○	○	
定期積金		○						○	○	○	○	

【ご説明】 上記表中において、

- ①は、預金者等の申出による預金通帳又は証書に係る
 - ア. 発行（再発行を含む。）
 - イ. 記帳（記帳する取引がない場合は除く。）
注：普通・貯蓄・納税準備預金は、窓口端末での記帳時に記帳する取引がない場合を除きます。
 - ウ. 繰越
- ②は、預金者等の申出による次に掲げる契約内容の変更
 - ア. キャッシュカードの再発行
 - イ. 解約予定日の設定又は変更
 - ウ. 方式変更（通帳式から証書式または記帳式、証書式から通帳式への変更）
 - エ. 総合口座への組入又は組入解除（平成31年3月1日以降のものに限ります。）
 - オ. 通帳、証書、印鑑及びキャッシュカードに係る紛失・盗難は預金種類別に下表のとおり

預金等の種類	紛失・盗難			
	通 帳	証 書	印 鑑	キャッシュカード ^ア
当座預金			○	○
普通預金（無利息型普通預金を含む。）	○		○	○
貯蓄預金	○		○	○
納税準備預金	○		○	
通知預金		○	○	
自由金利定期預金（スーパー定期）	○	○	○	
自由金利定期預金（大口定期）	○	○	○	
自動継続期日指定定期預金	○	○	○	
自動継続自由金利定期預金（スーパー定期）	○	○	○	
自動継続自由金利定期預金（大口定期）	○	○	○	
自動継続変動金利定期預金	○	○	○	
定期積金		○	○	

- ③は、預金者等による次に掲げる事項の全部又は一部に係る情報の受領
 - ・ 当金庫名称及びお客様の預金等を取扱う店舗の名称
 - ・ 預金別の種別
 - ・ 口座番号その他預金等の特定に必要な事項
 - ・ 預金等の名義人の氏名又は名称
 - ・ 預金等の元本の額
- ④は、総合口座等複数の預金等を組み合わせた商品に係る預金等にあつては、当該商品に係る他の預金等について、前記3. (1)及び(2)①～③に掲げる事由の全部又は一部が生じたことをそれぞれ意味します。

以 上